

令和 8 年 9 月 29 日

荒川区長
滝口 学 様

自由民主党荒川区議会議員団

若林 由季	西川 浩平	土橋 圭子	夏目 亜季
鎌田 理光	菅谷 元昭	明戸真弓美	茂木 弘
	並木 一元	斎藤 泰紀	北城 貞治

令和 9 年度予算に関する要望書

近年、我が国は為替の変動やトランプ関税、他国間における紛争などの影響により、経済環境や社会構造が大きく変化しています。また区内の地域経済はコロナ後の現在も厳しい状態が続いており、多くの事業者が困難な状況に直面しております。さらに物価の急激な上昇、エネルギーコストの高騰、気候変動による自然災害などにより、家庭や企業にさらなる負担を強いており、区民生活の安定が脅かされています。

また少子高齢化の進展に伴い、将来的に地域社会の活力が低下していくことが懸念されます。若年層の流出や高齢者の増加が地域の持続可能な発展に対し大きな課題となっているのも事実であり、これらの諸状況を考えた時、地域経済の活性化や雇用の創出、子育て支援、福祉の充実等、足元を固める政策の促進・充実が急務であると強く認識します。そのためには、これまで以上に、選択と集中を徹底し、中長期的な視点を持って、区民が幸せにまた安心して生活を送るために必要な取り組みを積極的に行い、更に区役所本庁舎や小中学校等の公共施設の整備を含め、将来につながる取り組みについても確実に前進させていくことが必要であると考えます。

このような認識の下、私たち自由民主党荒川区議会議員団は、荒川区の特性を生かした政策を推進し、持続可能な社会の実現を目指した令和 9 年度予算の編成を強く要望します。

あわせて本会議や各委員会でわが党議員が提案した政策や要望を真摯に受け止め、積極的に推進する予算を編成するよう重ねて要望します。

＜基本方針＞

- （１）今後、厳しい財政状況が見込まれることを十分に踏まえ、従来の方法や既成概念にとらわれることなく、常に新しい発想を持って行政運営を行うこと。
- （２）「最小の経費で最大の効果」という地方自治法の理念の下、絶えず数値目標を持って行政改革を断行し、スクラップの徹底やサンセット方式を継続的に実施すること。
- （３）区民のニーズを確実に把握し、弱い立場の人をはじめ、必要な人に必要なサービスを適切に提供すること。
- （４）中期的な行政需要を見越した財政フレームに基づき、これまで以上に徹底した行政改革を行い、区民が真に必要とする行政サービスを効率的・効果的に提供していくこと。
- （５）経常収支比率や公債費負担比率など、様々な財政指標を的確に把握・分析し、財政の硬直化を防ぎながら、将来を見据えた持続可能で健全な財政運営を行うこと。
- （６）新公会計制度により捕捉可能となった事務事業及び施設のフルコスト分析を精緻に行い、行政評価制度と合わせて、事務事業等の見直しの徹底を図り、健全な行政運営を維持すること。
- （７）縦割り行政の弊害の解消に向け、全ての職員、全ての管理職が区民生活を総合的に把握し、区政の課題の全ては自分たちの課題であるという気概を持って解決に当たること。
- （８）施策の実施に当たっては、今後の行政需要を総合的に把握し、一貫性を持った長期的な視点に立ち、将来を見据えた政策を着実に進めること。
- （９）公共施設の維持管理について、各施設の耐用年数を最大限考慮しながら、建て替えや大規模改修を計画的に進めるとともに、必要な財源についても準備をすること。
- （１０）可能な限り施策の検討の段階を短縮し、スピード感を持って行政運営を行うこと。
- （１１）DXの更なる推進。
- （１２）国や都が制度化した補助金を今後とも引き続き積極的に取り入れること。

【重点項目】

- 物価高騰等の経済情勢を踏まえた必要な対策を継続的に行うこと。
- 経費節減を目的とした「行政改革推進計画」を策定し、令和９年度中に結果を出していくこと。
- 災害に強い街づくりに向け、木造密集地域の解消、防災区民組織の一層の強化等、ハード・ソフトの両面で強力で事業を進めること。
- 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、技術革新や新制度を取り入れ、地域防災計画を不断にアップデートしていくこと。
- 区民の芸術文化活動の一層の促進を図ることを目的として、「芸術文化振興基金」の効果的な活用を図ること。

- 荒川区の明日を担う若者たちが安心して生活ができるように、相談支援の充実や福祉と就労支援の総合的な充実を図ること。
- 公共施設の老朽化について、適時適切な改修等により施設の長寿命化を図ること。また、施設の更新に当たっては、用地の取得が困難であり、建築条件も厳しい都市部における新たな建て替え等の手法の研究を進めること。あわせて、財源の確保策についても特定目的基金を積み増すなど、将来に向けて具体的に準備を進めること。
- 学校施設については、中長期的な視点から計画的に改修・建て替えを確実に実施し、最も効果的な方法により教育環境の充実を図ること。
- 「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」に基づき充実した読書活動に関する取組を推進すること。

<政策企画>

1 行政改革と財政の健全化

- 行政評価制度については、所管課のみの評価にとどまらず、事務事業及び施設に係るフルコスト分析やサンセット方式等を活用し、「見直し」「休止」「廃止」の成果を毎年度継続的に生み出す仕組みとすること。特に、必要性や効果が薄れた事業については、確実な廃止につなげること。
- ふるさと納税やクラウドファンディング、国・東京都の補助制度などを積極的に活用し、施策の実施に必要な財源を最大限確保すること。
- 個別事象への対症療法にとどまらず、庁内横断的に原因を分析し、課題の全体像を把握した上で、根本的な問題解決につなげること。

2 用地活用

- 区内の限られた用地を最大限有効に活用し、施策に必要と思われる土地の取得に際しては、土地売買価格の上限の柔軟化を持たせるための基金を作り、区民サービスのレベルアップにつなげること。
- 将来的な土地開発公社の見直しを検討すること。

<広報>

3 広報

- 荒川区の知名度向上（イメージアップ）のための地域ブランディングを実行し、地域の特性を理解し、荒川区独自の魅力を掘り起こし、取捨選択し、価値を高めつつ、戦略的に情報を発信し、PRを積極的に行うこと。
- 「俳句のまち あらかわ」の定着推進に向けた取組を行うこと。

- ホームページについて、これまで以上に、区民をはじめとする利用者が知りたい情報に即座にアクセスできるように最大限工夫するとともに、ビジュアルの活用等、区民により分かりやすい形で情報を発信すること。
- ホームページについて、利用者の声を聴き、改善し続けること。
- 今日の荒川区、今月の荒川区、荒川区最新ニュース等のインターネット配信、充実を検討すること。
- 区報、メールマガジン、SNS（X（旧ツイッター）、Facebook、LINE 公式アカウント等）の登録者数が増えるよう普及策を講じること。
- LINE 公式アカウントに楽しいイベント情報等を発信するなど、区民が情報を引き出しやすくすること。
- SNSを活用した職員の情報発信力の強化を図ること。
- 上記を実現するためにも、高度デジタルスキルを持つデジタル人材を採用・育成し、通常勤務に加えて、災害時にも活用できるようにすること。
- 外国人居住者対応を改善すべく、多言語の生活のしおりを作成し、配布すること。
- 高齢者、障害者、子ども、外国人等を含めた全ての人が必要な情報を適切に入手できるように、「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」等を参考にして、見やすく分かりやすい情報媒体の作成をすること。
- シティプロモーターを積極的に活用し、区の魅力や取組を区内外へ幅広く効果的に発信すること。

<総務>

4 本庁舎

- 竣工から50年が経過した本庁舎の老朽化に対応するため、建て替えを遅滞なく遂行できるように工事費の高騰に対応できるように、基金を積み増すこと。

5 入札・契約

- 入札・契約における基本方針」の基本理念を推進し、区内企業への受注工事量及び受注機会の増大を継続すること
- 工事・物品とも区内に本社・本店を置く事業者を優先するシステムを強化すること。あわせて区内業者の実態調査を強化・徹底すること。さらには、外郭団体の入札・契約についても適用すること。
- 常識的な価格でより良いものができるような予定価格の設定、もっと幅を持たせた最低制限価格の設定を行うこと。
- 総合評価制度の対象の拡大や評価項目の追加等を行い、充実させること。
- 民間事業者のノウハウの活用の拡大を図ること。

○公契約条例施行に際し、建設業の働き方改革工事等、設計・施工管理を受注する設計会社の責任を、ペナルティも含め、明確にすること。

○公共工事の発注に際しては、適正な単価・価格での積算、事業者の声を踏まえた柔軟な工期設定や契約変更等を行うこと。

○「公契約条例」の施行に際しては、電子化等を含む大幅な提出書類削減や工事発注の早期化・平準化を推進すること。

○工事費高騰対策について、入札時に資材価格高騰リスク通知書の添付等、設計変更対策を継続すること。

○学校体育館の空調・照明設備導入については、リース契約・仕様設定に柔軟性を持たせ、区内業者の参入余地を確保すること。

○保育所・高齢者施設等の修繕工事発注について、最低制限価格または調査基準価格制度を導入すること。

○区内公共建築の設計入札で、設計経験のある建築士事務所とのJVを要件にする等、区内建築士事務所が参加しやすい条件を検討すること。

○清掃の入札価格設定について、適正な品質確保と受託者の労働環境維持の観点から、価格設定の見直しを検討すること。

○所管予算の制限（30万円程）について、業務内容に見合った柔軟な予算措置を検討すること。

○新規事業参入における「実績要件」について、区内事業者の育成と公平な競争機会の確保のため、実績要件の見直しや評価方法の多様化を検討すること。

○数年間に渡る契約について、期間途中で人件費等の最低賃金の見直しができるようにすること。

○全国印刷工業組合連合会が作成した官公需契約ガイドブックに基づく契約書様式の導入。

- ・印刷会社が制作したデザインや編集データなどの知的財産権を適正に評価すること。
- ・無償譲渡を前提としない契約条件とすること。
- ・仕様変更や校正後の修正、原材料価格の変動時の費用負担について明確化すること。
- ・区内中小事業者単独では受注が困難な大型・複合案件については、共同企業体（JV）方式など区内事業者が参画できる発注方法を検討すること。

6 人事・給与制度

○定年引上げの実施に伴い「荒川区人員適正管理方針」に基づき、適正規模の執行体制を維持すること。

○質の高い区民サービスを提供するため、高い職務意欲とスキルを兼ね備えた職員を計画的に育成すること。

○各部署の中軸を担う管理職・係長を計画的に育成し、組織全体の対応力の強化を図ること。

○少数精鋭の専門職の計画的な育成と効果的な配置を図ること。

○会計年度任用職員を含め、個々の職員がこれまで以上に持てる能力を発揮し、区民サービスの向上に、全力を挙げて取り組む体制を構築すること。

7 指定管理者

○適切な施設運営と実効性あるチェック体制を確保するため、施設の特性に応じたガイドラインに基づき、実績評価の充実や区と指定管理者との情報共有体制を抜本的に見直すこと。あわせて、専門家からの指摘や評価が十分に反映されず問題を見過ごした事実を重く受け止め、検証体制を強化し、再発防止を徹底すること。

○毎年度の実績評価については、「適正」「良好」「優良」に偏ることのないよう評価基準及び手法を見直し、十分なサンプル数を確保した利用者アンケート等も活用しながら、課題や改善点を的確に把握できる実効性の高い評価制度へ再構築すること。

○指定管理者の選定及び運営に当たっては、区内法人・事業者の育成に十分配慮するとともに、区民サービスの質を確保し、区の方針や意向が継続的に反映される運営体制を構築すること。

○指定管理者に対し、区民雇用の促進、区内事業者への発注、障害者の法定雇用率の達成及び精神障害者の雇用促進について、区として積極的かつ継続的に働きかけること。

○適正な労働条件及び働きやすい職場環境を確保するため、社会保険労務士を活用した労務評価及び労働条件審査を継続的に実施し、その結果を管理運営の改善につなげること。

8 区有施設等の設計・管理

○一定規模の区有施設、公園等の整備に当たっては、デザイナーやデザイン専門性に優れた設計業者を採用すること。

○区内主要施設のバリアフリー化を推進すること。

○ホテルラングウッドの地下を地域に開かれた有効的に活用できる施設とすること。

○ホテルラングウッドの近くに駐輪所の設置を検討すること。

○区施設の法定点検について、調査員を全て1・2級建築士とし、劣化調査に加えて長寿命化についても点検すること。

○ファシリティマネジメント部署をつくり、「荒川区公共施設等総合管理計画」に則り、区有不動産・建物を経営資源として拠点の位置やあり方等を検討し、計画を最適に進める体制をとること。

9 自治体D Xの推進

○専門人材の活用を含め、自治体D Xに対応した推進体制を構築し、強力に推進すること。

○区としてのD X推進計画を策定し、各分野で具体の取組を推進すること。

- A I、R P A等のデジタル技術を積極的に活用し、窓口における手続のデジタル化をはじめ、あらゆる分野において区民サービスの向上と事務の効率化の推進を図ること。
- D Xの推進に当たり、デジタルデバйд対策についても十分配慮すること。
- D Xの推進により、スマート区役所を実現し、住民サービスの向上と業務の効率化を図ること。

1 0 外部監査制度

- 評価の高い外部監査制度を充実の上、継続すること。
- 外部監査の経費について諸物価等高騰時には値上げを検討すること。

1 1 審議会・懇談会

- 審議会・懇談会の在り方については、構成するメンバーの人選を十分に考慮し、有効に機能するよう再構築すること。
- 審議会・懇談会のメンバーへの女性・若者の積極的な登用に努めること。

1 2 選挙事務

- 投票機会のPRのために、選挙掲示板の立てる時期を早めることを検討すること。
- 2次元バーコードを読み込む等、選挙済証のデジタル化を図ること。

<会計>

1 3 不良債権

- 区民税、国保料、直接融資、給食費等の未納を防止するとともに、引き続き不良債権の回収を積極的に進めること。
- 新公会計制度の活用制度導入から8年以上経過した新公会計制度について、十分な活用を図り、具体的な成果につなげること。
- 若い世代を含めた納税者に納税の意義とメリット、ペナルティについて伝え続けること。

1 4 支払い方法の拡充

- 窓口をはじめ、各種支払いに当たり、多様な電子決済やアプリ決済を利用できるようにすること。

<区民生活>

1 5 町会活動支援

- 行政の基盤は町会であるとの認識のもと、更なる町会活動充実のための支援を図ること。

○町会未加入者の加入促進を図るため、分かりやすい案内書やポスターを作成し、加入促進を図ること。

○事業者に対し、新設集合住宅の申請時に町会加入促進について周知徹底等を行うこと。

○毎年、町会に対し、町会未加入の集合住宅に対する加入に向けた働きかけの状況を報告させるとともに、区としてもその実態の把握に努めること。

○町会費の徴収についてデジタル化を含め、支援を行うこと。

○コミュニティカレッジを活用し、町会の次世代人材育成のための研修会を行い、町会活動に興味のある人材をプールするような仕組みを構築すること。

1 6 ふれあい館・ひろば館

○未整備地域の西尾久、熊野前、荒川に、ふれあい館の整備を早期に進めること。

○ふれあい館の開設に際しては、周辺のひろば館の廃止・売却を行うこと。

○諏訪台ひろば館の建替えを早期に実現すること。

○中高生が自主学習できるよう、整備を進めること。

○全てのふれあい館において、Wi-Fi 設備を設けること。

○行政・団体等で事前に押さえている貸室等のキャンセル待ちの仕組みを作ること。

1 7 専門家の活用

○税務相談について確定申告相談会の充実と区報での広報の充実を継続して行うこと。

○「届け出サポートデスク」を設置し、行政書士を常駐させ、即座に専門的なアドバイスを受けられるようにして、区民の利便性を向上させること。

○令和8年4月から住所や氏名・名称の変更登記が義務化されるので、区民に周知広報し、司法書士を活用した相談体制を強化すること。

○社会保険労務士を「働き方改革」「労務問題」「ハラスメント予防対策」に関する中小企業向け相談員として労働者だけでなく事業主向けに周知啓発をする。委員会等でも有識者代表として活用すること。

○空家相続人調査で行政書士に委託することを検討すること。

○社労士による労働条件審査後のフォローアップ及び法改正研修会を実施すること。

1 8 発行事務

○区民事務所での除籍謄本や改製原戸籍等の発効・交付について検討すること。

1 9 火葬料金

○区内の火葬料金が高額化していることから、区民が安心して利用できるよう区が関与し、料金の適正化を図ること。

＜危機管理＞

２０ 危機管理

○安全・安心ステーションの在り方（交番との連携、夜間開設、公衆電話の設置、もっと区民に目立つ外観等）を具体的に検討し、区民の安全に寄与する形をつくること。

○子ども１１０番を裏通りまでの拡大を図ること。

○明るい帰宅路を確保するよう街路灯等を充実整備すること。

○特に河川や駅前付近の暗がり対策を推進すること。

○小学校の通学路における防犯カメラを過不足なく設置し、また、令和７年度より設置されたAI搭載の防犯カメラを検証し、区内全域の配置を推進すること。

２１ 災害対策

（計画と指令体制の強化）

○東京都が公表した被害想定に加えて、区においても独自に様々な調査研究を行い、危機感を持って「地域防災計画」を常に最適な状態にアップデートすること。

○「災害時受援・応援ガイドライン」を実効性のあるものにするため、着実に準備を進めること。併せて、災害時相互応援協定を締結している自治体との交流を深化させると共に新規協定を視野に、県都等比較的規模の大きな自治体との交流を実現すること。

○災害時の迅速な対応を可能にするため、情報収集、指令等を発信可能な最新設備を備えた防災指令センターとして、早急に整備を進めること。

○災害時における具体的な避難場所や避難方法について、繰り返し区民へ広く周知し、浸透を図ること。

○災害時情報伝達システムの再構築を機に、区民への分かりやすい情報伝達の仕組みを改めて構築すること。

○水害対応について、具体的な避難場所・避難方法について、関係自治体とも協議を進め、周知を図ること。

○災害時に自宅避難している家族を支援する物資や情報が表示される「荒川区防災アプリ」を活用できるよう普及すること。

○防災アプリの防災マップに災害時に役立つ、公衆電話、トイレ、給水所、充電所、車椅子でも使える施設等の情報を掲載すること。

○地元団体との災害協定について、人事異動に伴う引き継ぎ文書のデジタル管理や継続的な担当制の導入を検討すること。

- 災害時協定の実行性を高めるため、災害時における輸送マニュアルの整備を行うこと。
- 視覚聴覚障害者には配慮した避難所の整備をおこなうこと。
- 感染症予防に効果的で、毎日使う「指菌ブラシ」の備蓄も検討すること。

（避難と訓練）

- 感染症を視野に入れた避難所開設・運営対応方針に基づき、避難所開設・運営訓練等において対応訓練を実施すること。
- 自助を前提としつつ、共助を促進するため避難所訓練を積極的に行うこと。また、小学生や保護者も参加できるようなものにする。
- 医師会等医療関係者が参加する震災対応の総合訓練の実施を継続すること。
- 重度の障害者に福祉避難所に入れるよう事前に登録をする「個別避難計画」策定を推進し、訓練を行うこと。
- 要援護者や学校関係者も入れた「地区防災計画」の策定を促進させ、訓練を行うこと。
- 顔の見える関係を構築するため、避難所の区担当職員の任期を3～5年とすること。

（施設・ライフライン対策）

- 災害に強い街をつくるため、ライフラインの強化、耐震化の促進、オープンスペースの確保等を、国や都と密接に連携を図り、推進すること。
- 体育館の天井、壁面、窓等の耐震化大規模改修を計画的に進める等、全ての避難所について早期に耐震改修を図ること。
- 約束している避難所の在り方の再構築を早急に図り、令和9年度実施すること。
- 区立公園の整備の際には必ず災害時トイレを整備すること。
- 災害時に活用する公共施設の非常用電源・自家発電機の総点検を行うとともに、72時間稼働可能な状況を確保すること。また、燃料の確保・燃料タンクの整備を図ること。
- 東京都水道局、下水道局に対し、区内全域の管等の早期耐震化を本気で強く働きかけること。
- 東京都水道局、下水道局との連携を図り、震災時におけるトイレ機能の確保、飲料水・生活用水の確保を図ること。特に飲料水・生活用水については、深井戸を設置する際には飲料水利用施設を整備するほか、現行の地域防災計画を改め、区として必要な飲料水等の備蓄物資の必要量を算出した上で、具体的な確保計画を策定し、実施すること。
- 発災直後からの緊急医療救護態勢を関係機関と協議し早急に具体化すること。
- 災害時に有効な救助犬の育成に取り組むこと。
- 全中学校に設置した「防災部」について、地域における防災訓練への参加等、活動の一層の促進を図ること。

○区内で唯一、地区内残留地区に指定され、震災時には広域避難場所として都立汐入公園一帯に多くの避難者を受け入れることとなる汐入地域の特性を踏まえ、汐入地域独自の防災対策の在り方等について検討を進めること。

○ペット防災に関わる地域や町会への支援を行うこと。

○災害時における協定団体と協力体制等の具体的な確認を行うとともに、1年に1回以上は、顔合わせ会議を行うこと。

○災害弱者のための避難救助体制を具体的に年に1回は確認し、高齢者、障害者のための実効性のある個別避難計画を推進し、地区防災計画を策定すること。

○分譲マンションにおける防災対策の推進及び防災力の向上を図るため、在宅避難の環境整備に向けた取組みの支援を継続すると共に、賃貸マンションについても支援の仕組みを検討すること。

○災害時における輸送体制を維持するため、緊急車両登録の促進し、対象車両の燃料費助成制度を創設すること。また、災害時の優先給油体制の整備についても検討すること。

2 2 交通安全

○道路交通法改正による自転車のルール改正について、区民への周知徹底を図ること。

○スクエアード・ストレート方式を取り入れた交通安全教育を積極的に実施すること。

○保険加入を含めた徹底的な自転車利用マナーキャンペーンを行うこと。

○モペット等の違法な電動自転車の登録を徹底させること。

○電動キックボードに関する交通ルールの周知を強化すること。

○交通安全の呼びかけ強化や交通ルールの周知促進を行うこと。また、区民はもとより区内事業者の従業員に向けた啓発活動もすること。外国人住民に対して多言語による周知を行うこと。

○自転車走行帯の整備を促進させること。

<地域文化スポーツ>

2 3 文化振興

○苦境に陥っている文化団体の活動を的確に支援すること。

・区と文化団体が互いの立場や意見を尊重しながら、補助金交付団体としての活動実態の把握と適切な支援を行うこと。

・各団体の自主性・主体性を生かした持続可能な文化活動の推進を図ること。

・会員確保、財源確保、次世代育成に関して必要な支援を行うこと。

・文化団体が安定的に活動を継続できるよう、会場確保について優先的な支援を行うこと。

○荒川区の芸術文化振興のため、基本条例の制定を行うこと。

- 区の新しい施設設置時には、地域住民の使いやすいフリースペースを最大限確保すること（例えば、学生のための学習スペース等）。
- 国立大学法人東京藝術大学と区民との幅広い交流を促進する等、荒川区の芸術文化の更なる振興を図ること。
- 町屋文化センターのカルチャー講座を、より魅力的な講座に充実を図ること。
- 文化・芸術イベントの開催に際し、文化振興基金を活用して支援を行うこと。

2 4 都市間交流

- 姉妹都市・交流都市との交流を、民間レベルを含め、より充実すること。
- 都市交流に当たっては、災害時の相互応援協定等を含め、計画的な交流事業と交流の在り方を考え、実行すること。
- 同時に交流が停滞している都市との交流は見直しを含め検討すること。

2 5 区有施設等

- 町屋文化センターに、より多くの方に足を運んでもらえるよう、展示を中心とした芸術文化活動に資することに限らず、一般の方々が興味を持って立ち寄ることのできる魅力を創出すること。
- サンパール荒川、ムーブ町屋、日暮里サニーホール等の利用前の予備時間を検討すること。
- 区有施設の利用については、時間単位の貸し出しを検討すること。
- 区有施設には、Wi-Fi設備を設けることを基本とすること。
- 町屋はいから館のからくり時計の活用を検討すること。
- 施設の改修に当たっては、施設の休館期間において区民サービスの低下とならないよう代替サービスの充実を図ること。
- 利用者からの要望に耳を傾け、常に改善を心掛けること。

2 6 生涯学習

- 生涯学習センターの運営方法の見直しに伴い、これまで以上に充実した事業を行うこと。
- コミュニティカレッジを継続すること。また、民間委託運営についても検討すること。
- 登録指定有形文化財等の修復について、区の助成の充実を検討すること。
- ボーイスカウト等、ボランティア団体の育成のための支援策を講じること。
- ボランティアセンターの整備・拡充を図ること。
- 荒川子ども文化体験の集客・PRを含め、充実を図ること。
- 荒川ふるさと文化館の改修に当たっては、区民の交流・滞在機能の充実を図ること。

- あらかわ伝統工芸ギャラリーを活用し、区民が興味をもって繰り返し訪れたくなるような、同時に区外からの観光客や外国人観光客の獲得できるような展示をすること。
- 区内の職人達による展示販売の機会を増やし、体験型の展示をすること。

2 7 スポーツ振興・スポーツ施設

- 荒川総合スポーツセンターを人気のある子供を対象とした水泳やダンス教室の利用枠の拡大を図り、希望する区民は受講できるようにすること。
- ボッチャやシッティングバレー等の障害者スポーツの普及を図ること。
- 障害者のスポーツ活動をより推進するため、スポーツサポーター等の更なる育成を図ること。
- 統合型地域スポーツクラブの支援と拡大を推進すること。
- スポーツ活動における救護体制確保のため、スポーツ大会等への柔道整復師・看護師の派遣に対する助成制度を創設すること。
- 高齢者から子どもまで楽しめるグランドゴルフの普及と現在グランドゴルフ場がない日暮里地域への整備を検討すること。利用率の低いゲートボール場の有効活用を検討すること。
- 陸上競技場、テニス場、サッカー場、野球場・少年野球場等、スポーツ施設の充実を図ること。施設の充実に当たっては、観覧席の設置についても検討すること。
- 荒川遊園スポーツハウスについて、物理的な制約を乗り越えて機能の充実を図り、区民がより利用しやすい施設にリニューアルすること。
- 荒川遊園スポーツハウスの改修に当たっては、現状のレイアウトを大幅に見直し、誰もが使いやすい施設にすること。荒川遊園へ向かう動線上に位置することから、外観のデザイン等、荒川遊園との親和性を考慮し、検討すること。
- リバーサイドマラソンは、コースの安全対策を確認しつつ、区内実施の可能性を検討すること。
- 東尾久運動場の芝生化を促進すること。
- スポーツ練習時の暑さ対策について、スポットクーラーやミスト機器の保管場所を確保すること。また、機器の優先配置場所の検討と効率的な運用方法の策定を検討すること。
- スポーツセンターやこれからできるアリーナや屋内温水プールの活用、運動場の夜間の設置等、スポーツ施設の充実を図ること。
- テニスコートの予約方法のデジタル化により区民の利便性の向上の促進を図ること。
- キャンセル枠のリリースにより利用者への解放を迅速に行うこと。
- スポーツ振興のため、スポーツ振興基金の活用すること。

2 8 図書館

- 町屋図書館、日暮里図書館の再構築を早期に決定するために、具体的な計画を策定すること。
- より多くの区民に利用される取組みを展開すること。
- D Xの活用などにより、利用者の更なる利便性の向上を図ること。
- 南千住図書館の改修に当たっては、区民の交流・滞在機能の充実を図ること。
- 電子書籍のコンテンツの充実を図ること。
- 汐入地区に、一定規模の図書館を新設すること。
- 子どもの多い地区の図書館は、赤ちゃん連れでも読書を楽しめる「ごろごろ読書」スペースを作ること。

29 人材活用

- ボランティアセンターに登録している多数の人材の活用を図り、地域づくりへの参加を促すとともに、区民の公益活動・公的機能向上を目的とした活動を支援すること。
- 区民活動に意欲のある若者・団体の育成を図ること。また、その団体（NPO法人等）の立ち上げの支援をすること。
- ボランティア・ポイント制度の説明会に参加した人に多くのボランティアの機会を提供できるよう、受け入れ先について福祉分野だけでなく各機関と連携して増大させること。

<産業経済>

30 経営支援

- エネルギー料金の値上がり、物価の高騰、円安等の影響で苦境に陥っている区内事業者を的確に支援すること。
- ガソリンを主経費とする事業者に燃料高騰化に向けた支援を行うこと。
- 区内中小事業者向けに事業継続計画（BCP）策定のための普及啓発を図ること。
- 小規模事業者において、事業承継が共通課題との認識の下、製造業、商業、サービス業等の業種業態を問わず、経営力強化につながる支援策を実施すること。
- 区内産業の活性化につながる創業支援の充実を図ること。
- 中小零細企業のICT化に対する助成制度を活用した支援等、デジタル化を強力に支援すること。
- 可能な限り、区内中小企業に工事・物品を発注し、景気対策を講じること。
- 荒川区の融資制度については、業種によって制度融資の限度額を引き上げる等、現状の経済状況に応じた事業者の経営実態に即した運用を図ること。賃上げを行った企業へのインセンティブとして、融資の枠を広げること。また試用期間の賃金に関しては算入しないよう配慮すること。

- エコ技術を持っている区内企業の商品開発等を支援すること。
- 機械要素技術展への出展企業を増やす等、企業間取引（B to B）の販路開拓支援を強化すること。
- 燃料費高騰に関する助成制度について、他区を参考にして区独自の助成を創設すること。
- トラック置き場の確保のために都・区による共同物流拠点整備や空き地活用の検討をすること。
- 製造業等企業価値向上支援事業において、同一項目で限度額まで複数回使用できるようにすること。
- 荒川区モノづくり企業地域共生推進補助金については、1ヶ月間しか募集期間がない。申し込みやすくなるような期間設定をすること。
- 経済緊急対応融資の継続すること。加えて、金利負担軽減・限度額拡大も検討すること。
- 移転・改築・廃業時のメッキ業界固有の土壌汚染問題に対して、助成や補助の仕組みを検討すること。
- 中小・小規模事業者の人手不足対策について、特に建設業や運輸業、介護事業の分野で、幅広い年代に向けた休職者への魅力発信・周知PRを積極的に実施すること。
- 荒川区独自の健康経営認定制度を創設し、認定企業に対して各種補助金や区融資制度、公共調達などで優遇すること。
- 各種補助金、支援施策等について、個別事業者の事情に即した有益な情報提供並びに周知促進を強化すること。
- ファッション関連産業に限らず、業種を問わずに利用できる創業支援施設を増設すること。
- 事業継承支援を積極的に展開すること。
- 工業地域・準工業地域等における「モノづくりのまち」として区民への理解促進をすること。
- 中小企業のサイバーセキュリティ対策を推進するため、パソコン更新費用やEDR、バックアップ、脆弱性診断、従業員教育等を対象とした区独自の助成制度の創設・拡充を図ること。
- 中小企業の生成AIやクラウドサービスの月額・年額利用料についての補助を検討すること。
- 設備投資に向けた設備修繕への補助制度の検討すること。
- 工場内の暑さ対策においては東京都の「東京しごと財団」等の助成金をアピールすること。
- 中東情勢の影響を踏まえた経営支援を国・都の制度も活用して実施すること。
- 技術習得を必要とするサービス業の試用期間中のお店への支援策を検討すること。

3 1 商店街振興

- 商店、商店街の自助努力を前提とし、街なか商店塾等の新しい発想の事業や、魅力ある店舗づくり対策に積極的に取り組む等、地域コミュニティに必要な商店街の支援を図ること。
- 他地域からも多くの人が訪れる可能性のある個店支援について徹底的に充実を図ること。
- 商店街組織未加入者への「荒川区産業振興基本条例」の遵守の徹底を図ること。
- 全世代が買物をしたくなるような魅力ある商店街の環境整備を研究し、進めること。
- 商店街・商店のデジタル化を推進すること。
- プレミアム付区内共通お買い物券の対象店の拡大を図ること。
- 区内共通お買い物券のプレミアム率を20%以上とし、年2回、発行を継続すること。
- キャッシュレス化を推進するにあたり、手数料の補助を検討すること。
- 商店街の後継者育成施策を推進すること。
- 外国籍経営者による商店街加盟について簡易な案内資料や説明会等の工夫を支援すること。
- 防犯対策に有効な商店街の街路灯の電気代等の補助金を増額すること。
- 商店街の街路灯の故障に対する区側の対応窓口の一本化や迅速な処理を検討して分かりやすい仕組みとすること。
- 商店街の解散等があった場合に暗がりが発生しないよう、区が責任を持って街路灯などの整備を行うこと。
- 閉店した居住一体の商店を賃貸物件にできるよう整備への支援を周知すること。
- 不動産業者に協力を呼びかけ、商店街の物件の掘り起こしをすること。

3 2 観光振興

(総論)

- 観光資源として、荒川遊園、都電とバラ、Airbnb で評価された食文化や下町らしい商店街等の活用を図り、PRを充実させること。
- 新たな観光資源の創設に努力すること。
- 区内の観光資源の整備・発掘に加え、東京都と連携し、回遊性を持たせるために隅田川のサイクリングロード・遊歩道の設置、「まちの駅」、「川の駅」、水上タクシーの活用も視野に入れ、『水辺空間の活用』について具体的な検討をすること。
- 評価の高い「モノづくり見学・体験スポット」の更なる振興のため、あらかわ伝統工芸ギャラリーと連携し、更なる拡大を図ること。
- 観光大使の増員を早急に実施すること。
- 観光ボランティアガイドの具体的活用を図ると共に、外国人向け観光ボランティアガイドの育成に努めること。

- 外国人向けの観光ボランティアに中学生・高校生を採用し、生きた外国語の学びに繋げること。
- 地域ごとにシンボリックな観光活性化策を策定すること。
- 荒川区内の要所に、統一的な案内板・標識を充実させ、区外からの来訪者にも分かりやすくすること。
- 地域イベントの拡充と支援を行うこと。

(各事業)

- バラの市を商店街・町会・地域とより連携を図り、充実させること。
- 川の手荒川まつり、しだれ桜祭り等を積極的に支援すること。
- 商店街で開催している各種イベントについては、観光資源の観点から区の内外に広くPRすること。
- 汐入地域の観光資源として、隅田川花火大会の第三打上げ会場を汐入地域に設置するよう、主催者側に要望すること。
- 日暮里駅前イベント広場を利用して、商業振興や文化交流推進、観光振興等を目的とした継続的なイベントを開催、または開催を支援し、区の活性化を図ること。
- 成田空港より36分という日暮里の立地を活かし、短期ステイ、トランジット客も視野に入れ、日本の玄関口として日本を体験できる街づくりをして観光資源とすること。
- ふらっとにつぼりについて、日暮里繊維街の中央にある立地を活用し、地域の賑わいやイベントの充実により集客に努め、活性化に資する機能を持つ日暮里の拠点となる施設として一層活用すること。

3.3 公衆浴場

- 公衆浴場に対する補助を継続、充実すること。
- 燃料代高騰による経営悪化に配慮し、燃料補助事業（従来・緊急を含む）を継続すること。
- 公衆浴場振興及び観光振興策として、訪日外国人にPRを図るための銭湯マップづくり、SNS広報事業を支援すること。
- 災害時の浴場の提供のため、水を汲みあげるポンプを動かすための200Vのポータブル発電機を配置し、避難訓練を区と協力して実施すること。
- 「ふろわり200」を継続すること。
- ぷらっと湯（据置シャンプー・ボディソープ）補助事業の消耗品値上げによる補助額の増額を検討すること。
- 「親子ふれあい入浴」を「家族ふれあい入浴」事業に名称変更を検討し、兄弟姉妹を対象すること。18歳以下の学生に向けた入浴補助事業を制度の創設を検討すること。

○設備改善補助事業について、価格高騰・製造コスト高騰による補助額の増額を検討すること。

○季節湯事業の支援の回数を拡充すること。

3 4 産学共同

○産学共同による新製品、新技術を支援し、区内中小企業の育成を図ること。

3 5 就労支援

○区内の優良企業の魅力を若者を中心とする求職者に伝え、区内企業とのマッチングを図り、雇用支援の充実を図ること。

○今後増加の見込まれる高齢者等の能力を活かすことのできる就業機会や仕事内容を拡大・充実を図ること。

○「マザーズハローワーク日暮里」や「日暮里わかものハローワーク」との協力、連携を更に深め、子育て中の女性や正規雇用を目指す若年者に対する一層の就労支援を図ること。

○就職氷河期世代への支援をすること。

○建設・運輸、介護等の人手不足の業界を対象とした就職フェアの区内開催すること。

○中小企業や地域企業の利用割合が高いハローワーク足立や JOB コーナー町屋の「求人を出しても応募が来ない」という採用難の状況について、より多くの求人者がコンタクトできるように手立てを考えること。

3 6 あらかわ遊園

○あらかわ遊園の集客拡大に向けた取組を着実に進め、黒字化へ近づけること。

○あらかわ遊園ファンのコミュニティを SNS 等を活用して作ること。

<環境清掃>

3 7 環境

(地球温暖化対策・省エネ推進)

○荒川区地球温暖化対策実行計画」に基づき、確実に実行すること。

○環境に配慮した電力調達を促進すること。

○省エネ家電・省エネ機器等の導入を区として積極的に推進すること。

○三河島水再生センター・荒川自然公園を環境教育や普及啓発の場として有効活用すること。

○カーボンオフセットの活用を推進すること。

○暑さ指数(WBGT)に基づく統一ルールと「熱中症ダッシュボード」の導入を検討すること。

○災害時にも役立つ雨水タンクの区民への普及と購入補助について検討すること。

（ごみ減量・資源循環）

- 可燃・不燃ごみの排出量を精査し、ごみ出し日数の見直しを検討すること。
- 資源の有効利用を徹底するため、分別をさらに強化すること。
- 家庭ごみの有料化に踏み切ること。そのために、23 区区長会に荒川区の意思を正式に申し入れ、早期の判断を迫ること。
- 廃プラスチック回収開始後の効果を検証し、リサイクル率を定期的に報告すること。
- 粗大ごみの回収待ち時間を解消し、必要な際に速やかに回収できる体制を整備すること。
- 生ごみリサイクル推進の一環として、区有施設に試験的にコンポストを設置すること。
- 再開発地域や集合住宅周辺でのゴミ出しの明確なルール掲示や多言語表示を積極的に行うこと。

（廃食油・リサイクル燃料）

- 家庭からの回収強化に加え、企業や飲食店の協力を得て、SAF（持続可能な航空燃料）等への活用を見据えた廃食油回収を推進すること。

（喫煙対策・マナー向上）

- 公園や路上での分煙対策を強化し、喫煙マナーの普及を図ること。罰金も検討すること。
- 必要な公共施設や地域の利便性に応じて喫煙所を整備すること。熊野前駅前周辺での設置も検討すること。

3 8 リサイクル

- リサイクルセンターを資源循環型社会実現の拠点にすること。また、エコセンターとの関係も整理すること。
- 人件費や燃料費の上昇を踏まえ、集団回収補助金の値上げを検討すること。
- 区内資源回収業者に対する事業助成を図り、行政・回収団体・回収業者の連携を図ること。
- 資源回収の町会への助成を充実すること。
- 区内に多数集積する資源再生産業の振興を図るため、資源から再生品を生産する新たな事業を区と再生事業者の連携の下、構築すること。
- 持ち去り禁止条例の周知の徹底並びに持ち去り再発防止のために防犯カメラも活用すること。について、条例の趣旨を踏まえて実効性のある運用を図ること。

3 9 節電 ・CO2 削減

- 区民生活に十分に配慮しながら、節電の大切さを引き続き区民にPRすること。

○既存マンションの省エネ改修・再エネ導入を促進するため、省エネ・再エネ項目を含む長期修繕計画の作成に対する補助制度充実を検討すること。

＜福祉＞

40 高齢者福祉・介護

○生活基盤である介護サービスの継続実施に向けて、必要な事業者支援を引き続き行うこと。

○高齢により体力低下が懸念される高齢者のフレイル予防の充実を図ること。

○高齢者の定期的に身体測定を実施し、手帳、アプリ等で経過確認ができるようにすること。

○俳句や、e スポーツを高齢者のフレイル予防に活用すること。

○利用者本位に立って介護サービスの質の向上に努めるとともに、区民・事業者に分かりやすい窓口体制とすること。

○介護度が軽い対象者へのサービスを充実すること。

○荒川区版地域包括ケアシステムを確立すること。

・医療 DX を活用し医師会・訪問介護・介護関係者が必要な情報を共有できる体制づくりを進めること。

・地域包括ケアシステムを支えるため、24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめとする地域密着型サービス事業所を整備すること。

・在宅での生活を支えるため、医療と介護の連携を図ること。

・チームオレンジによる、認知症高齢者の見守りの期間を実情に合わせて柔軟に対応すること。

・今後更に求められる介護人材の確保に向けた支援を検討すること。

○在宅での介護が困難になった方への小規模特別養護老人ホーム等の整備を進めること。

○高齢者福祉部門だけではなく、全庁を挙げて若い世代から介護予防を見据えた健康づくり施策を推進すること。

○単身高齢者に対する区独自の対策を講じること。

○ショートステイの増床を図ること。

○自宅介護者に対しては負担軽減のため、ヘルパー派遣の補助等、介護保険以外の支援も実施できるよう検討すること。

○区内介護事業者並びに介護従事者への支援を検討すること。

○在宅を含め、認知症に対するサービスを充実すること。

○認知症の予防やケア等、認知症対策の実施に当たっては、区民にとって身近な相談窓口である地域包括支援センターの十分な活用を図ること。

○医療福祉相談の窓口を充実させること。さらに施設入所相談については、きめ細かく対応すること。

- 補聴器の購入に際し、「聞こえのセルフチェック」、補聴器相談医や認定補聴器技能者による「聞こえの相談会」や「出張相談」、「高齢者健診と連動した聴力チェック」等を導入すること。
- 高齢者から子どもまでの多世代型の居場所づくりを推進すること。
- 特別養護老人ホームの老朽化対策として、早急に具体策に着手すること。
- 高齢者から子どもまでの多世代型の居場所づくりで使える補助金を創設し、推進すること。
- 高齢者の就労を支援する取り組みを推進すること。
- ケアマネージャー確保への区独自の支援を検討すること。
- 介護業界のDX化支援を促進させること。
- 介護サービスについてシルバー人材センターやボランティアとの連携を検討すること。
- シルバー人材センターの賃金について時間だけでなく仕事内容についても加味すること。
- 介護現場の処遇改善と給与補填を強化すること。
- より高い倫理観と経験が求められる訪問介護の職員の専門性への評価と支援策を検討すること。
- 外国人介護人材の文化的課題について伴走型支援や文化理解支援を援助すること。
- 現場の若手介護職員がSNSでの広報で人材募集や組織発信力の向上に貢献しているが、多様な役割や得意分野を活かした人材とのマッチングについて支援すること。
- 成年後見人等の報酬助成制度を拡充し、申し立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行うことができるよう予算を確保すること。資産要件についてより分かりやすく提示すること。
- 介護保険関係書類だけでなく、住民税や国保、予防接種等、成年後見人等の郵便物の送付先の一括変更届け及びオンライン申請の仕組みを構築すること。
- 高齢者の物価高騰対策として、生活支援を検討すること。
- 高年者クラブに参加可能な60歳以上の高齢者への地域活動への参画を啓発すること。
- 東京都の条例を踏まえ、介護現場において区の独自のカスタマーハラスメント対策を講じること。
- 介護現場において、安全確保や業務負担軽減等のため複数人での対応が必要な場合には、適切に二人体制を確保できる同行支援体制を構築すること。
- 身寄りのない高齢者支える支援を構築すること。
- 死亡後の対応について行政を含めた明確な支援体制や相談窓口の整備をすること。

4.1 障害者支援

- 障害福祉サービスの継続実施に向けて、必要な事業者支援を引き続き行うこと。
- 身体障害、知的障害、精神障害に難病を加えた全ての年齢の方々を対象とする総合的な相談窓口である「基幹相談支援センター」の定着を図り、利用の促進を図ること。

- 難病患者の生活をサポートするための取組について、更なる充実を図ること。
- 指定難病患者の移動支援の助成を行うこと。
- 現在、家族等の支援を受けて生活している障害者が、親なき後、親族の支援がなくても、安心して荒川区に住み続けられることのできる環境をつくること。
- 心身障害者福祉センター（荒川たんぽぽセンター）において、機能訓練士の協力を得て、機能回復のプログラムを定期的に行うこと。
- 判断能力が不十分な障害者や家族の支援が得られない障害者等に対し、成年後見支援制度の利用を支援すること。
- 障害者雇用の促進を図られるよう、就労支援策を充実すること。障害者を雇用する区内業者には区独自の支援策を行うこと。
- 聴覚障害・精神障害・内部障害についての支援、また複合して障害を持っている方に対する支援を強化すること。
- 重度障害者のグループホームを設置を推進させること。重度知的障害（強度行動障害）の対応、また重度化、高齢化を踏まえ日中支援型も検討すること。
- 都有地を活用して区内に福祉の複合施設、グループホーム開設、都営住宅空き地を利用したグループホームの開設、新築都営住宅があった場合はグループホームの新設等を具体的に検討すること。
- スクラムとひぐらしに加え、短期入所の設置増床を促進させること。
- スクラム以外での実施も含めトワイライト事業の増設を検討すること。
- 重度加算がない、身体介護を伴わない方が断られる程、人数の足りないガイドヘルパーを養成し、増員すること。または近隣区の事業所の紹介も検討すること。
- 事業所での相談支援専門員を養成し、増員すること。
- 短期入所、トワイライト事業、ガイドヘルパー、相談支援専門員の区独自の報酬加算を検討すること。
- たんぽぽセンター、子ども総合家庭センター、保健所、教育委員会等の関係部門の連携を一層強化し、漏れのない、丁寧な支援策につなげること。
- たんぽぽセンターを児童発達支援センターへ早期に移行し、地域における重層的な支援体制を構築すること。
- 看護師派遣など、医療的ケア児に対する支援策の更なる充実を図ること。
- 児童相談所における専門人材の育成をすること。
- 児童擁護施設と連携した地域の子育て支援を促進すること。
- 発達検査や療育相談の予約が取りづらく、情報が届きにくいので改善すること。

○障害児が迎える 18 歳の壁以降の支援を充実し 途切れのない障害者支援システムを構築するために、障害を持っている子どもたちや就労している家族に配慮を行った相談支援や機能訓練体制の整備、充実を図ること。

○福祉職全体に人材養成の方策の構築または他区の事例を参考に報酬の増額を検討すること。

4 2 生活保護

○真に保護を必要とする生活保護者を除き、生活保護に頼らない、生きがいをもって自立できる施策を検討すること。

○自立支援に向けた取組を就労支援と連携して促進すること。

○物価高騰により生活に困窮した区民の増加が想定されることを踏まえ、相談者に一層寄り添った対応を図ること。

○生活保護受給者が保証会社を入れる際、緊急連絡先がない場合の区役所担当者の対応を関係事業者に周知すること。

○生活保護世帯に対する修繕対応の基準を、関係者が対応しやすくなるよう明示すること。

○死亡後の対応について、行政を含めた明確な支援体制や相談窓口を整備すること。

4 3 公衆浴場

○子どもふれあい入浴の対象の拡大を図ること。【再掲】

○「ふろわり 200」を拡充すること。【再掲】

<健康>

4 4 健康

○いつ、どこで発生するかもしれない、人ヒト感染を伴う強毒性インフルエンザを想定した具体の対策案を構築すること。

○糖尿病対策をはじめ、区民の健康増進策を一層推進すること。

○医療費の詳細な分析結果を活用した効果的な医療の提供とジェネリック医薬品の普及促進による医療費の抑制に努めること。

○区民の健康を守るため、特定検診制度の内容を、区民の立場に立って精査し、検査項目の充実を図るとともに、検診のフォローアップを図り、医療費抑制を図ること。

○健康診査の受診期間の延長を検討すること。

○子どもの過食と拒食、ネット依存の予防に努めること。

○自殺防止のための相談窓口の周知・充実、及び臨床心理士の拡充を図ること。

○脳ドック検診の重要性と補助制度をしっかりと国民健康保険の被保険者に周知するとともに対象者の拡充をすること。

- 8050 問題を含めたひきこもり対策を総合的に推進すること。
- がん患者の生きづらさの解消のためウィッグや胸部補正具への補助について周知すること。
- HPVワクチンや子宮頸がん検診の周知啓発を強化すること。男性についても周知すること。
- 住民の健康・医療リテラシー向上に向けた支援を行うこと。
- 健康に対する無関心層へのアプローチを図り、荒チャレアプリを普及すること。
- 若年層の特定健診休日にも検診ができるよう所要時間などの情報発信をすること。
- 骨粗しょう症検診の実施について検討すること。
- 指針外のがん検診について見直すとともに、受診率向上のため対応策を検討すること。
- がん検診の若年層への啓発強化すること。
- がん対策と検診結果の通知方法について、ペーパーレスの促進に伴い、健常者への通知については、「マイページ」等の区のシステムによる通知の仕組みを検討すること。
- 帯状疱疹のワクチン接種を推進すること。
- おたふくかぜワクチン接種の2回接種の周知を強化すること。
- 新型コロナウイルスワクチンの乳幼児の接種助成を検討すること。
- 肺炎球菌ワクチンについて65歳定期接種に加え、75歳以上への対応を検討すること。

4.5 口腔ケア

- う歯予防対策の周知の徹底を図ること。
- 良い歯の子ども達への報償バッチの配布を全校で継続実施すること。
- 区立小中学校における「歯・口の健康づくり事業」についてフッ化物洗口剤の費用を予算化すること。
- 口腔機能発達不全症について注意喚起すること。
- 区立幼稚園に合わせて、私立幼稚園、保育園の歯科検診や口腔衛生指導の回数や報酬体制の差を是正すること。
- 保育園でも歯科検診で使うLEDペンライト・フェイスシールド・防護衣・手袋（グローブ）について、幼稚園と同様支給することを検討すること。
- 予防歯科の重要性を周知するとともに、18歳までの年1回歯石除去を習慣化できるよう、誕生月に通知を出すこと。
- 外国籍児童の歯科検診に関する文化的習慣の違いや食生活・生活リズムの違いを多言語での啓発資料を作成し、学校・園との連携による予防教育を進めること。
- 75歳歯科健診を隔年で実施し、積極的にPRすること。
- 80歳までの歯科検診を拡大し、8020（80歳で20本）の表彰を支援すること。

4 6 病院

- 医師、歯科医師の休日診療を継続すること。
- リハビリの受け入れ医療機関の紹介等の相談窓口を充実すること。
- 令和あらかわ病院が災害拠点病院に指定されたので、新病院や宮前公園に、応急重症患者の治療、病院機能の確保、近隣地域のための大規模地下水源を整備するとともに、緊急医療対応、患者・医療関係者に資する大規模防災倉庫や緊急時の非常電源設備を整備すること。
- 商店街振興や近隣地域に貢献できるような機能を有した令和あらかわクリニックへの建て替えを促進すること。

4 7 薬局

- 中学生の薬物乱用防止推進カレンダーの増刷について、令和8年度は200枚にすること。
- 現在協力しているクーリングシェルター事業に加えて、委託費、経口補水液、塩飴等の費用を予算計上して、薬剤師の専門知識を活用した「まちかど避暑地」を熱中症避難所として実施することを検討すること。

4 8 動物

- 動物と共生するため、動物虐待などの啓発キャンペーンを行うこと
- 動物の譲渡イベントの支援を行うこと。

<子育て支援>

4 9 子育て支援

(児童相談所)

- 子ども家庭総合センターにおいて、保育、健康、教育等の関係部門とも十分連携の上、子どもの命を守るための最大限の取組を行うこと。
- 子どもの権利条例を踏まえ、子どもの意見を区政に反映させる仕組みを構築すること。
- 里親をはじめ、社会的養護の充実を図るとともに、施設退所者等への支援を行うこと。
- 多様化、複雑化する若者が様々な悩みを気軽に相談できる体制を整備すること。
- 若者の固定の場所を作るなど居場所支援の強化を行うこと。

(幼児教育と子育て支援)

- 子育て世帯の負担軽減に向けて、国や都の財源なども最大限有効に活用し、更なる支援の充実を図ること。
- インフルエンザ・ヒブワクチン、おたふく風邪、水疱瘡の予防接種の補助を継続すること。

- 3歳児・5歳児検診を実施し、結果に基づいて早期に専門家につなぐこと。
- 区内全域を5地域に分け、区立・私立を問わず、拠点となる5園の保育園がとりまとめ、それ以外の区立保育園は民営化すること。その削減効果を原資として保育施設の整備を図ること。
- 私立保育園・公設民営保育園・認証保育所の施設改善、改修等の環境整備を積極的に行うこと。実施に当たっては区立との格差をなくすこと。図書に対する支援を継続すること。
- 私立保育園・公設民営保育園・認証保育所において、保育士の処遇改善と保育の質の向上につながる業務のICT化の導入支援を行うこと。
- 多胎児を養育する世帯の移動支援等、ツインズサポート事業の継続を図ること。
- 子どもの安全のため、区民の安心のため、区内の公園や相応の区施設、道路等その他必要な場所に引き続き防犯カメラを設置すること。また、公園や細い路地を青パト等で巡回すること。
- AEDの幼稚園・保育園保護者対象の講習会を実施すること。
- 日本赤十字社の「幼児安全法」の講習を保護者が受講できるよう検討すること。
- 子ども2人乗せ自転車等購入についての助成を検討すること。
- 私立幼稚園・私立保育園・公設民営保育園に対して諸事務手続・経費等の支援を図ること。障害児保育の助成を加算すること。特別配置保育士雇用経費の増額を図ること。
- 少子化に伴い、閉園になる幼稚園・保育園の跡地利用について、地域住民の意見を聞いた上で、早期に方向性を示すこと。

（私立幼稚園・保育園）

- 私立保育園の経営状況を調査、検討し、支援策を検討すること。
- 私立保育園において0歳児からの11時間保育の実施の拡大を図ること。
- 保育園支援と私立幼稚園支援の格差解消を図り、給与支援についても同様の支援をすること。
- 荒川区の幼児教育を担ってきた私立幼稚園に対し、支援の充実を図ること。
- 私立幼稚園の設置に対し強力的に支援すること。
- 区立、私立幼稚園での「あずかり教育（保育）」の拡大を図ること。
- 幼稚園・保育園・小中学校のSNS運用について、投稿する写真等について自治体で独自のガイドライン等を作成し周知すること。
- 教育環境整備の補助金を使った療育や発達に関して相談できる専門職の派遣を月1回程度私立幼稚園でできるよう支援すること。
- 私立幼稚園で食事の誤嚥での窒息死・事故を防ぐための窒息予防救済装置（ライフパック等）の支給を検討すること。

○物価高騰対策について、私立幼稚園の空調代やシステム維持費の区からの援助を検討すること。

○授業の一環でスポーツセンターのプールを利用した際の使用料の減免を適用すること。

○卒園アルバムに対しての補助金について検討すること。

（認証保育所）

○認証保育所（B型）の1歳児の運営費補助金を増額すること。

○認証保育所の災害（地震・火災・水害）安全対策費補助について、必要準備品を不足なく購入するための補助について、物価高騰の現状をみて増額を検討すること。

○保育士宿舍借り上げ支援事業を継続すること。

○B型認証保育所の事業者には大きな負担となっている体操、英語教室、ゴミの委託費と同様に社労士、税理士等への依頼費にも助成を検討すること。

○インフルエンザ、感染性胃腸炎等、重症化する感染症を防ぐための消毒や手洗いをするための感染症及び医療安全対策費として認証保育所への助成を検討すること。

○認証保育所のドアの不調や鍵の修理等、建物の修繕費の助成について検討すること。

○認証保育所調理員の義務である「ノロウイルス検査」の費用を支援すること。

○午睡時の安全確認やプール活動などの基準外保育士配置への補助を検討すること。

○保育士確保の伴う紹介手数料への補助制度について検討すること。

○認可保育園には適応されている定員数を基準とした補助制度の見直しを検討すること。

○暑さにより屋外施設に出向けないことが増えてきたので、室内で遊ぶための遊具への補助金制度を設立すること。

（学童・にこにこスクール）

○学童クラブとにこにこスクールの一体的な運営を実施し、長期休暇のお弁当や1・2年生のお迎えについて選択可能にすること。

○学童クラブの定員拡大を図ること。

○学校の朝時間に預かる仕組みを検討すること。

＜都市整備＞

50 まちづくり・再開発

○木造住宅密集市街地の改善を促進し、その解消を図ること。

○補助90号線（明治通り～町屋）と荒川・南千住地区の整備、町屋三・四丁目の整備と補助193号線（旭電化通り）の拡幅を、東京都の「不燃化特区制度」を活用し推進すること。

○不燃化特区制度の期間の延伸を適宜東京都へ要請し、推進すること。

- 南千住の東西道路の整備を予定通りに推進すること。
- 違法広告について、区や警察、関係団体が一体となって、集中的な撤去や取締り、警告等の対策を進めるとともに、東京都に対し、罰則の強化の検討を働きかけること。
- 空き家対策について、空き家の活用も含め積極的に推進すること。
- もみじ橋のバリアフリー化と早期付替えを進めること。
- 西日暮里駅から諏訪台通りへ向かう急勾配区間について、エレベーター等の移動支援設備の設置を検討すること。
- 耐震性能の不足が指摘されている 1981 年～2000 年までに建てられた木造住宅（グレーゾーン住宅）の、不燃化耐震、不燃化建て替え、除却に関する補助制度の創設を検討すること。
- 大規模建物になりがちで耐震が進まない、1981 年以前に建てられた非木造住宅への助成を木造住宅以上になるよう検討すること。
- 2018 年 4 月から義務化されている中古住宅の販売時の既存住宅状況調査（インスペクション）の制度の認知・普及のために区での補助を検討すること。
- 各専門家を加えた空き家対策専用窓口を新設すること。
- 区内の空き家実態調査を毎年実施し、老朽度ランク別棟数や管理不全度の実態を把握し、的確に対応すること。
- 不接道地の解決に向けて手立てを検討すること。
- 外国人の沢山住むシェアハウスについて、管理等について連絡ができる連絡先を玄関に掲示することを徹底させること。

（再開発）

- 再開発については、補助金を区民の共有財産であるとの意識のもと、区の将来に役立つ開発とするよう積極敵に指導すること。
- 商業施設の運営については、継続して責任の持てる優良な組合を設立すること。
- 再開発に当たっては、区内事業者を積極的に活用すること。
- 汐入地区・町屋地区・日暮里駅前の再開発による風害を調査し、対策を至急に検討すると同時に全区的に ビル風対策を講じること。
- 三河島北地区再開発、西日暮里駅前地区再開発に当たっては、事業を遅延させることなく、関係者との協議を重ねながら、推進を図ること。
- 西日暮里駅前地区再開発における区権利床の活用については、駅前立地を生かし、区外からの集客を見据えた内容とすること。
- 居住者用限定、1 人 1 戸、転売 5 年規制など、再開発における販売制限の導入を検討すること。
- 三河島再開発に関して、地元住民へ計画内容や今後のスケジュールについて周知すること。

○西日暮里駅前地区再開発に関して、大型サウナ付き浴場施設をテナントとして誘致すること。

○夏の暑さ対策として再開発施設内への全天候型室内遊び場をテナントとして誘致すること。

5 1 住宅対策

（持ち家制度の充実）

○利子補給制度をより利用しやすいものに充実・継続すること。

○三世代同居住宅等の建て替えをしやすい制度を検討すること。また、同居でなくても三世代が近居であれば対象となるような制度も検討すること。

（公的住宅の見直し等）

○区民住宅の空き室解消に向け努力すること。

○区民住宅の駐車場・駐輪場の利用の向上を図ること。

○高齢者住宅を増やすこと。

5 2 マンション建設

○マンション建設に当たっては、荒川ルールを徹底させること。

○都市計画マスタープランに沿ってまちづくりを進めること。

○建築確認後に未使用の状態でマンション・事務所から旅館等へ用途変更する事案に対し、条例を適正に運用すること。

<土木>

5 3 交通

○JR 南千住駅北口の開設に向け積極的な準備を行うこと。

○区内最大のターミナル駅であり、成田空港から直通で結ばれる世界の玄関口である日暮里駅について、南口（JR・京成）のバリアフリー化を早急に行うこと。また、もみじ橋架け替えについても検討を進めること。

○京成線高架下について、事業者である京成電鉄に対し、自転車・バイクの駐車場の設置と暗がり対策を強く働きかけること。京成町屋駅、新三河島駅周辺の京成線高架下については、まちの活性化も含めた有効活用ができるよう働きかけること。

○通行の支障となっている道灌山通り西日暮里の京成線高架下を至急拡幅すること。また、町屋駅の高架下についても拡幅すること。

○都道・明治通りの整備計画の実施を早急に促進させること。

○荒川区で設置している荷捌き所を有効に活用してもらえるよう事業者に周知し、荷捌き駐車場の周知と地域格差が生じないように、設置すること。

○業務用の車の路上駐車取り締まりについては、一律ではなく、15分程度の時間延長、時間帯を区切る等の施策を検討すること。警察、業者等関係者で協議する場をつくること。

○都電軌道敷の緑化を検討するとともに、都電沿線にバラの植栽を進めること。

○331号線の開通工事に伴う南千住駅前の一部車両通行止めの際に、中道区道を有効活用できるように整備を行うこと。

○JR 三河島駅の下りエスカレーターの時間設定を工夫すること。

○シェアサイクル事業のママチャリの導入を推進すること。

○自転車レーンが塞がれ走行中に車道にはみ出してしまう路上駐車対策を強化すること。

○都電「熊野前駅」について、ホーム幅の拡張や柵設置の安全対策を都へ要望すること。

5.4 交通機関

○区内発、羽田行きのリムジンバスの運行に向け、事業者に働きかけること。

○コミュニティバスに代わる交通手段の検討。

5.5 駐輪場

○日暮里駅前をはじめとする駅前の放置自転車対策を継続すること。

○主要駅前の街中の放置自転車の撤去を進めること。

○バイク駐輪場、また子ども乗せ自転車の駐輪場を早期に設置すること。

5.6 電線地中化

○無電柱化推進計画に基づき、区道の電線地中化を着実に推進すること。特に区施設が集中するサンパール通り、旭電化通り、冠新道、あらかわ遊園通り、日暮里音無川通り、日暮里中央通り等を積極的に推進すること。

○無電柱化を進めるにあたり共同溝の設置ではなく電線のみを埋設する手法の活用や対象路線の拡大について検討すること。

5.7 土木工事

○工事が一時期に集中しないよう平準化すること。

○排水性の高い道路整備を重点的に進めること。

○区内掘削工事の復旧工事を区内業者が受注できるよう努力すること。

○区道において段差のフラット化を平準化すること。

○藍染川、音無川等、暗渠になった川の再生を検討すること。

- 都の浸水対策を計画通り実施できるよう支援すること。
- 道路の陥没対策を行うこと。

５８ 緑化推進

- 都電の沿線のバラの植栽を推進すること。
- 緑化推進計画に基づき、公園整備、緑の充実、花の街づくりを進めること。
- バラを区の花に指定することを検討すること。
- 日暮里繊維街に相応しい花のある街路整備を継続的に行うこと。
- 発災時の延焼防止に役立つタブノキの植栽を、木密地域をはじめ、区内全域で積極的に進めること。
- 尾久の原公園の四季折々の花（花菖蒲など）を整備することを東京都へ働きかけること。

５９ 公園整備

- 区民の利用しやすいデザイン性を生かした魅力ある公園整備に努めること。
- 公園の新設・改修に際しては、地域住民への説明を丁寧に行い、要望を聴取すること。
- 日暮里南公園、西日暮里公園の再整備を早急に検討すること。
- 拡張される天王公園、町屋公園の整備を進めること。
- 交通公園計画の見直しと自転車レーンの拡充を行い、安全で快適な移動環境を整備すること。
- ボール遊びのできる公園の設置を更に進めること。
- 子どもたちが想像力で工夫して、遊びを作り出すことのできるプレイパーク的公園の整備を検討すること。
- 暑さ対策として木陰の緑化推進を行い、天候・気温に左右されない大規模な室内遊び場の新設を図ること。
- スーパー堤防をつなげる整備を推進すること。
- 公園内にスポーツ器具の設置を推進すること。

６０ 公衆トイレ

- 公衆トイレの設置場所の配置や整備を行う際は、地域住民の声に耳を傾け検討をすること。

<教育>

６１ 教育ビジョン

- 教育ビジョンについて、優先順位をつけた具体的推進プランを早急に策定・推進し、区民に発信すること。

- 学校パワーアップ事業について、更なる充実を図ること。学力向上マニフェスト事業に関しては、目標値を決め、学力向上に努めること。
- 問題解決能力を向上させるためのカリキュラムを研究すること。
- ディベート教育の導入を検討すること。また、主権者教育を積極的に取り入れること。
- 情報化による国語力を中心とする能力低下について課題を研究・検討すること。
- 家庭教育にも極めて高い価値のある家読を継続すること。
- 小学校のワールドスクールを更に充実すること。

6 2 学力向上

- 全ての基礎となる国語力向上策を具体的に実施すること。
- 基礎学力向上に向けた取組を着実にを行うこと。

6 3 学校教育

- 教員の働き方改革を推進し、教育指導により注力できる環境整備を図ること。
- 区立小学校の教育費無償化を継続し、教育の機械均等の実現に努めること。
- 芸術文化振興基金を活用し、区内小中学校における伝統文化事業を行う等、日本の文化や伝統を大切にする教育の推進、充実を図ること。
- 専門家を活用して法教育を実施すること。
- 道徳を大切にする教育の推進・充実を図ること。
- 防災教育の充実を図り、防災教育を通じ、思いやりの心の大切さを教えること。
- 全中学校に設置した「防災部」について、地域における防災訓練への参加等、活動の一層の促進を図ること。
- 海外姉妹都市と連携した国際交流を促進し、グローバル人材教育の発展、充実を図ること。
- 児童・生徒の自宅・家庭学習について、有効で具体的な家庭学習計画を早急に構築すること。
- 小中学生による幼稚園・保育園の保育体験を推進すること。
- 各教室における空気清浄機の設置を推進すること。
- 租税教育にとどまらず、専門家による法教育の拡充を図ること。
- 税理士による中学校に対する租税教育の機会を増やすこと。
- 行政書士による法教育の機会を小学校で増やすこと。
- 社会保険労務士による学校での年金制度や闇バイト等のワークルール教育の機会を増やすこと。
- 高等学校進学時の奨学資金貸付金について、返還を免除する制度を拡充すること。
- 部活動の実施にあたっては外部指導員を活用し、教職員の業務負担軽減に努めること。

- 部活動で近隣他区の中学校と連携して活動する場合の生徒の自転車の利用について、保護者の同意と自己責任において可能とすること。
- 保護者の働き方の多様化に対応し、PTA活動の在り方の見直しを図ること。
- 小学校に隣接する区立中学校との連携を行うことで入学前より制服リユースを推進すること。
- 不登校特例校設置の調査研究を行うこと。
- 区内在住の小中学生の不登校に対するサポートの仕組みを整備すること。
- 不登校児童生徒が他の場所へ登校した際のカウントの仕方に一定の基準を設け、学校ごとではなく統一を図ること。
- 不登校児童への支援を強化し、ヤングケアラーには週2時間のヘルパー派遣を実施すること。
- 中途退学や不登校の高校生に対するサポートの仕組みを整備すること。
- スクリーン配信システムについて、「配信内のリンクが全て正しく飛べるようなシステム構築」等UI改善を検討すること。
- 卒業式・入学式において教育委員会事務局職員や管理職等の職員が行政としてすべての区立小学校への参列を必ず行うこと。
- 中学校の職業体験について、職人体験等より選択肢を増やし、充実すること。
- 子どものスマートフォンのセキュリティ対策の苦手な保護者をサポートすること。

6 4 学校施設の一般利用

- ナイター設備の一般利用について、実費負担（電気代）を原則にすること。

6 5 学校図書館

- 図書館にいたることが楽しく思え、効率的に使用できる環境整備を行うこと。図書費配分に当たっては、やる気のある学校に増額配分すること。
- 学校図書館活用指針に沿って、学校図書館の活用を推進できる体制の構築を進めること。あわせて、早期に小中全校に拡大すること。
- 「調べる学習」の継続。

6 6 学校配置

- 同時に人口動向を十分調査、検討の上、将来の学校配置計画を策定すること。

6 7 学校建替え

- 建て替えや大規模改修の実施に向け、より具体の計画を策定し、推進すること。

- 建て替え計画を策定する際は PTA を含めた地域の声を反映させること。
- 災害時の避難所としても活用でき、給食後の歯磨きができる水飲み場を全ての建替え校舎へ確保すること。
- 学校教育でも使う地域プールの空き時間を区民に開放することを前提に設計すること。
- 建て替えにあたる代替校舎への通学にあたっては、遠方のバス通学について安全に運行できるよう計画すること。
- 学校建て替えに合わせて、人工芝化を推進すること。
- 学校建て替え合わせ夜間照明を計画的に整備すること。
- 学校の敷地内で柵の外にベンチ等を設置して、地域の方々が集い、子どもの見守りができる場所を設置すること。
- 避難所となる体育館にトイレと学校備蓄倉庫を設置することを検討すること。

6 8 特別支援教育

- 特別支援教室の拠点校の充実を図ること。
- 特別支援教育の実施に当たり、精査・検証し、学校にとっても利用しやすい仕組みとし、予算や推進体制の充実を図ること。
- 特別支援教室に配慮したバリアフリー化を推進すること。対応が必要な個所については、早期に解消を図ること。
- 幼稚園・保育園・小中学校へのインクルーシブ教育の推進を図ること。活動を共に行う機会を増やすこと。

6 9 タブレットパソコン

- オンライン学習のための環境整備と教育内容の更なる充実を図ること。
- タブレットパソコン教育に頼ることなく 学校教育において基本となる「読み、書き、計算」が授業の根幹であることを今後も徹底すること。
- 子どもたちがタブレットパソコンを活用して主体的な学習を進めていくため、教員に対して十分な研修を行うこと。
- 子どもたちがネット依存に陥ることのないよう、十分な情報モラル教育を行うこと。
- 目の健康のために利用時の室内の蛍光灯の明るさの調整ができるよう環境の改善を図ること。